



官 税 1 - 4  
令和 2 年 3 月 9 日

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 様

国税庁長官官房総務課  
税理士監理室長 櫻井 淳

## 申告期限延長等に伴う税理士関与のある納税者に対する調査について（依頼）

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（地方消費税）の申告及び納付期限等が令和 2 年 4 月 16 日（木）まで延長することとされました。

国税局及び沖縄国税事務所（以下「国税局（所）」といいます。）並びに税務署が令和 2 年 3 月 17 日（火）から 4 月 16 日（木）までの期間（以下「当該期間」といいます。）に税理士関与のある納税者に対して行う調査について、下記のとおり対応することとしております。

なお、申告所得税等の確定申告期間中の税理士関与のある納税者に対して行う調査の対応については、国税局（所）における税理士会との取り決めが異なっていますので、国税局（所）から税理士会の意向を確認させていただく可能性があります。

これらについて、ご承知いただくとともに、税理士会及び税理士会支部並びに税理士の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 当該期間に新たに実施する調査の対応

#### (1) 局調査部等における対応

国税局調査（第一・第二・第三・第四）部及び国税局調査査察部における調査部門並びに沖縄国税事務所調査課（以下「局調査部等」といいます。）が当該期間に税理士関与のある納税者に対して行う調査については、新たに行う際に、関与税理士の皆様が新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により対応困難となるような事情がないかを確認した上で、弾力的に対応することとしています。

#### (2) 局調査部等以外の担当部署における対応

局調査部等以外の担当部署が当該期間に税理士関与のある納税者に対して行う調査については、原則として、新たに行わないこととしています。

※ 例外としては、更正決定等の期間が切迫しているものなどが考えられます。

## 2 事前通知等済の事案の対応

税理士関与のある納税者に対して調査を行うことを予定し、既に関与税理士（又は納税者）に対して事前通知等を行っている場合は、関与税理士の皆様（又は納税者）に対して日程変更に関する意向を確認し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を理由に調査日程の変更の申し出があった場合には、調査着手を延期するなど弾力的に対応することとしています。

## 3 調査継続中の事案

調査継続中の事案について、当該期間に税理士関与のある納税者への臨場を予定している場合は、関与税理士の皆様（又は納税者）に対して日程変更に関する意向を確認し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を理由に日程変更の申し出があったときは、臨場日を延期するなど弾力的に対応することとしています。